

入札金額の内訳の提出について

国地契第 43 号
国官技第 265 号
国営計第 161 号
平成 13 年 12 月 4 日

国地契第 80 号
国官技第 342 号
国営計第 113 号
平成 20 年 3 月 31 日 最終改正

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長から
各地方整備局総務部長企画部長営繕部長あて

工事費内訳書の提示については、「一般競争入札方式の実施について」（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号）、「公正入札調査委員会の設置について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国地契第 92 号）及び「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（昭和 51 年 3 月 19 日付け建設省会発第 248 号）に基づいて行われてきたところであるが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）の成立に伴い今般、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、競争参加業者の積算努力の促進を図るために、下記のとおり入札者に工事費内訳書の提出を求めることを試行することとしたので、通知する。

なお、「一般競争入札方式の実施について」（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号）、「公正入札調査委員会の設置について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国地契第 92 号）及び「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（昭和 51 年 3 月 19 日付け建設省会発第 248 号）に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。

記

1 対象工事

工事費内訳書の提出を求める工事は、6 千万円未満の競争入札に付する工事のうちから各地方整備局ごとに工事件数で 2 割程度以上抽出したものである。

2 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の内容は、以下①及び②に示すとおり2形式（以下「提出形式」という。）とする。

① 数量総括表に掲げる費目及び各工種に対応するものの金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。）。

② 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。

ただし、営繕工事にあつては、以下の③及び④に示すとおり2形式（以下「提出形式」という。）とする。

③ 数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書に金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。）。

④ 数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単位に対応する、金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。）。

なお、設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出する上で参考となる資料を、可能な限り添付するものとする。

3 提出形式別実施割合

提出形式別実施割合は、2①及び②（営繕工事にあつては2③及び④）について、それぞれ2分の1とする。

4 工事費内訳書の提出を求める旨等の明示

この通知に基づき工事費内訳書の提出を求める工事については、次に掲げる事項を指名通知書に明記するものとする。

① 入札時に工事費内訳書の提出を求める旨

② 提出形式

③ 入札の際に工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある旨

④ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある旨

5 工事費内訳書の提出方法

対象工事の全ての入札参加者に対して第1回の入札の際に提出させるもの

とする。

6 工事費内訳書の提出の確認

第1回の入札において全入札者が入札書を入札函に投入した後に工事費内訳書の提出を求める。その際、工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることができる。

7 入札後の工事内訳書の取扱い

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

附則

- 1 この通達は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この通達は、この通達の施行の日以前において行われた契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。